

# 浅口市立鴨方中学校 いじめ問題対策基本方針

平成26年4月1日 策定  
平成28年4月1日 改訂

## いじめに関する現状と課題

本校では、部活動や学級での人間関係におけるトラブルのうち、当初は個人対個人の“誤解”や“からかい”であったものが、時が経つにつれて集団対個人となり“いじめ”に発展しかねない傾向が見られる。また、近年問題視されているスマートフォンなどを生徒が利用することによって引き起こされる、FacebookやLINEなどのSNSを利用したインターネット上での“SNSいじめ”に繋がりがかねない事例も見られる現状である。(早期発見により、“いじめ”にまでは発展しないよう努力している。)いじめ問題の対策としては、早期発見が何よりも問題解決には必要不可欠であり、学校を上げた積極的な取り組みが必要である。そのため、適切な時期に教職員研修を開催するとともに保護者の協力を得る努力を継続しているところである。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

いじめを未然に防止する、又は早期発見・早期解決につなげるため、いじめ防止対策委員会を設置(校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・人権教育担当・教育相談担当)し、それぞれの立場から建設的な意見を出し合い、問題解決の為に取り組みを考える。また、生徒だけでなく、保護者にもスマートフォンやSNS等の利用実態調査を行い、その結果を基に教職員、保護者対象の情報モラルについての教育を推進する。

・いじめを受けている生徒は、教員や保護者に“いじめの事実”を訴えることにためらいを感じる人が多いので、教育相談担当などと連携してアンケートを実施し、得られた情報に対して的確に指導できる体制を作る。

・未然防止、早期発見は絶対的なものである。いじめに発展しかねない小さなトラブルを見逃すことなく的確に指導を行うことを当然の事としそれらの適切な対応を行う。また、現代において多様化する“いじめ”の全てに対応できるようタイムリーな職員研修を行い、教職員に「いじめに対する指導力と意識の向上」と「加害者・被害者双方の保護者や生徒の立場を理解して指導に当たる」ことを徹底させる。

### 《重点となる取り組み》

・FacebookやLINEなどのSNSを利用した“いじめ”についての現状を理解し、その指導能力向上の為に職員研修を行う。

・人権教育担当や教育相談担当との連携を図り、“いじめ”に関する意識調査と、アンケートを実施し、その結果を分析して、早期発見と指導・改善に活かす。

## 保護者・地域との連携

### 《連携の内容》

・いじめに対する学校の基本方針を年度初めに説明し、学校の取り組みについて保護者の理解を得る。また参観日後の保護者懇談会等においても、いじめ問題についての意見交換等を行い連携の充実を図る。

・保護者には、PTA役員会や学校スクールガード等の協力を得て、生徒の校外での様子などの情報提供を依頼し、いじめの早期発見を図る。

・FacebookやLINEなどのインターネット上でのいじめ問題や、それらの端末(スマートフォン)の正しい使用の仕方等についての啓発のための保護者研修会を実施する。

・学校だよりや学年だより、PTAの会報誌などにいじめ問題の相談窓口等の紹介を掲載し、活用を促す。

・学区内の3小学校との連携を進め、いじめ問題のみならず生徒の指導に関する情報を共有し、指導・支援に活かす。

・参観日や教育週間等を活用して、授業や学校の様子を公開する。また、学校評議員会、民生委員・主任児童委員会、保護司会等、地域の関係団体の訪問時にも学校を積極的に公開し、開かれた学校づくりを推進する。

## 学 校

### いじめ対策委員会

#### 《対策委員会の役割》

・基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生しいじめ事案への対応

#### 《対策委員会の開催時期》

・年3回開催(各学期ごと)

#### 《対策委員会の内容の教職員への伝達》

・対策委員会後の職員会議にて周知徹底を図る。緊急の場合は朝礼にて伝達。

#### 《構成メンバー》

校外…カウンセラー、SSW、(必要であれば児童相談所担当者)等  
校内…校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、学年主任、  
養護教諭 人権教育担当 等

### 全 教 職 員

## 関係機関との連携

### 《連携機関名》

- ・浅口市教育委員会…①
- ・倉敷児童相談所 井笠相談室…②
- ・玉島警察署…③
- ・浅口市社会福祉課…④

### 《連携の内容》

・ネットパトロールの監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW等)の派遣…①

・学校、保護者へのアドバイス等…②、④

・非行防止教室の実施 等…③

・定期的な情報交換や連絡会議 等…①②③

### 《学校側窓口》

・教頭 ・生徒指導主事

## 学校が実施する取り組み

### ①

#### 《教員研修》

・au、docomo、softbank等、携帯電話事業者や警察と連携し「生徒のネット利用、SNS等における注意点」と題して研修会を行う。

#### いじめの防止

#### 《生徒の居場所づくり》

・担任を含め、教職員が様々な特性を持つ生徒を全て受け入れ、一人一人が活躍できる機会や役割を設定することで、生徒は充実感や達成感を得られ健全で活力ある学級集団が育成されと考えている。

#### 《情報モラル》

・スマートフォンやインターネット、電子端末機器を使用したネット上でのいじめを防止するために、情報を発信する責任を自覚し適切に利用できる力を身につけるための情報教育に関する授業、もしくは講演会を計画する。

### ②

#### 《実態把握》

・人権教育アンケートや教育相談アンケートと連携を図り、生徒のいじめの実態を把握するための調査を学期ごとに実施する。その結果をもとに教育相談を行うことで生徒の様子を把握し、いじめの早期発見に繋げる。

#### 《相談体制の確立》

・教育相談の充実を図る。(定期相談 等)

・教職員は担任のみならず、教科担任や部活動顧問、所属学年以外の教職員にわたるまで生徒の変化を見逃すことなく、きめ細やかな声かけ等を行い生徒がいつでも、いじめを訴えたり相談できる体制づくりに努める。

#### 早期発見

#### 《情報共有》

・生徒の細かな変化であっても、教職員が情報を共有できるよう連携を密にして指導が後手に回ることのない体制づくりに努める。

#### 《家庭への啓発》

・子どもは親に「じぶんはいじめられている」とは言い出しにくい傾向がある。いじめる側・いじめられる側と様々であるが、いじめの認知を早急に確認できるよう家庭での子どもとの関わり方を見直して、子どもの様子やその変化に戸惑うことなく時間をかけて話を聞いてやれる家庭の環境(関係)づくりを再構築してもらえるよう、パンフレット等を作成して啓発を行う。

### ③

#### 《いじめの有無の早期確認》

・生徒から「いじめられている」または「〇〇君(さん)がいじめられている」との連絡や通報を受けたときや、その可能性が明らかになったときは、早急に、いじめの事実の確認を行う。

#### 《いじめへの組織的対応の検討》

・必要であれば、組織的な対応を検討するため、いじめ対策委員会を開催する。

#### いじめへの対応

#### 《いじめられた生徒への支援》

・いじめがあったことが確認された場合は当該生徒、及びその保護者に対して支援を行う。

#### 《いじめた生徒への指導》

・いじめた生徒に対しては、“いじめは絶対に許されない行為”であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切に指導を行う。ただし、いじめの背景には、当該生徒においても様々な人間関係等の問題を抱えている場合も少なくないので、十分に配慮して指導を行う。また、保護者の協力を得ながら、生徒の健全育成を念頭に指導を行う。

#### 《保護者への連絡》

・教職員は、いじめが行われた現状と背景、関わった人数や性別、当該生徒の所属するクラス(場合によっては学年、学校全体の様子を含む)の状況、その他、全ての内容を細かに確認し、双方の保護者(いじめた側の保護者、いじめられた側の保護者)に対して、その現状や指導状況、指導後のサポート体制に及ぶまでの確に、そして丁寧に説明を行う。(再発の防止のため)